千葉市健康づくり応援店事業実施要綱の一部改正

千葉市健康づくり応援店事業実施要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第１条～第９条　省略	第１条～第９条　省略 附　則 １　この要綱は、令和３年３月２２日から施行する。 ２　この要綱の施行前に作成された登録証で、現に存するものは、令和３年６月３０日までの間、使用することができる。 ３　市長は、この要綱の施行前に千葉市健康づくり応援店として登録された事業者のうち、令和３年６月３０日までの間に、第５条の規定に基づく登録変更の届出がない事業者については、その登録を削除することができる。
様式第１号～第８号　省略	様式第１号～第８号　省略

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。